### 新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新潟市健康経営認定制度ロゴマーク」(以下、ロゴマークという。) を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、健康寿命の延伸を目指し、働き盛り世代の健康づくり推進に向け、 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」を普及させる ため、新潟市内の事業所を対象に創設した「新潟市健康経営認定制度」のシンボルとし て、当制度の普及及び啓発のために使用されるロゴマークである。

(使用の基準)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者(個人、法人及び法人格のない団体を含む。以下、使用者という。)は、下記のいずれかの条件に該当する場合にロゴマークを使用することができる。
- (1)「新潟市健康経営認定事業所」認定事業者であること
- (2)「新潟市健康経営認定制度」の紹介やPRを目的とする場合
- (3) その他市長が適当と認める場合

(使用承認の申請)

第4条 使用者が、前条第1号及び第2号の条件外での使用を希望する場合は、新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

- 第5条 市長は前条の申請に基づき、新潟市健康経営認定制度のPRに有用であると認め られた場合に、ロゴマークの使用を承認する。
- 2 市長は前項の承認をしたときは、新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認通知書 (様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

- 第6条 市長は使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しない。
- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に係るもの

- (5) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用上適当でないと市長が認めるもの
- 2 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種のもの
- (2)貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する業種のもの
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種のもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所·探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規 定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用者として適当でないと市長が認めるもの
- 3 市長は第1項及び第2項の不承認をしたときは、新潟市健康経営認定制度ロゴマーク 使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

#### (使用承認の取消)

- 第7条 市長は、第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者が次の各号のいず れかに該当するときは、既に決定した使用承認を取り消すことができる。
- (1) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき
- 2 市長は前項の使用承認の取り消しを行ったときは、新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

#### (使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

#### (遵守事項)

- 第9条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 別添「『新潟市健康経営認定制度』ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。
- (2) ロゴマークの一部を使用する、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。
- (3) ロゴマークを商品名の全部及び一部として使用することはできないものとする。
- (4) 使用者は、当該ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 認定期間および使用許可期間が終了した場合はマークの使用を速やかに中止すること。

#### (改善指導及び使用差し止め)

第10条 市長は、ロゴマークの使用が本要綱に反すると認められるときは、使用者に対し、改善を指導することができ、改善が見られない場合は、使用を差し止めることができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

### (責任の所在)

- 第11条 市長は、ロゴマークの使用に起因する損失保障等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、 これに対し全責任を負い、新潟市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により新潟市に損害を与えた場合は、生じた損害を新潟市に賠償しなければならない。

#### (権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸で きないものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めのない事項について、使用について疑義が生じた場合は、市長は、使用者と協議の上、必要な事項を定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年3月14日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

> 申請者 住 所 氏名または企業名 (企業の場合) 代表者氏名

「新潟市健康経営認定制度」ロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたり「新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用に関する要綱」を遵守するとともに、同要綱第10条に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止し、指導に従い改善を行います。改善が出来ない場合は、物品等の回収等の措置を実施することを誓約いたします。

記

- 1 使用目的及び使用方法
- 2 使用期間

年 月 日~ 年 月 日

- 3 添付書類(使用イメージ等がわかる資料を添付してください) あり なし
- 4 担当者連絡先
  - 氏 名
  - 電話番号

### 新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日に申請のあった新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用について、 次のとおり承認します。

1 使用者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

2 使用承認期間

年 月 日~ 年 月 日

- 3 使用についての条件
- (1) 新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。
- (2) 申請書の内容を遵守すること。

# 新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日

様

新潟市長印

年 月 日に申請のあった新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用について、 下記の理由により不承認とします。

記

# 新潟市健康経営認定制度ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日に申請のあった新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用について、 下記の理由により、承認を取り消します。

記